

ID: 1616

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

<b>処分の概要</b>	計画相談支援給付費の支給の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の55第1項		
<b>法令番号</b>	平成18年厚生労働省令第19号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>省令第34条の55第1項の規定による。                  (計画相談支援給付費の支給の取消し)</p> <p>第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日